

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、スマートフォンの操作に不安を感じる高齢者等を対象に、市内の身近な場所で講習会及び相談会を開催する事業者に対し、予算の範囲内において交付する稲沢市デジタルデバイド対策費補助金（以下「補助金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 講習会 スマートフォンの基本的な使い方を学ぶ対面式のスマホ教室をいう。
- (2) 相談会 スマートフォンの基本的な使い方に関して、相談者の求めに応じた助言又は相談を行う対面式のスマホ相談会をいう。
- (3) コマ数 講習会又は相談会（以下「講習会等」という。）を行った回数をいう。
- (4) 実施場所 市内の公共施設又は市内の民間施設であって、講習会等に参加する者が無償で入ることのできる場所をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本に活動拠点を有している法人であること。ただし、地方公共団体、健康保険組合、土地改良区、企業年金基金、マンション管理

組合等は除く。

- (2) 本市において、国の「デジタル活用支援推進事業」（以下「国推進事業」という。）を活用した講習会等の開催実績がある事業者又は過去にこの要綱に基づく事業に係る講習会等の開催実績がある事業者であること。
- (3) 講習会等を的確に遂行する組織、人員、施設等を有していること。この場合において、受講者４名に対し講師が１名以上確保されていること。
- (4) 稲沢市暴力団排除条例（平成２３年稲沢市条例第１３号）第２条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない事業者であること。

（講習会等の実施要件）

第４条 講習会等を実施するに当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 講習会等は、１２以上３０以内のコマ数を実施すること。この場合において、１コマ当たりの受講者は４名から１２名程度とすること。
- (2) １コマ当たりの講習会等の時間は、６０分から９０分までとすること。
- (3) 講習会等を実施する際の参加費は無料とし、受講者から費用を徴収しないこと。
- (4) 講習会等に参加する者は、本市に在住又は在勤する者とする。

- (5) 講習会を実施する際には、講習会等の内容について事前に市長の承認を得ること。
- (6) 講習会等の実施においては、座学のみとせず、受講者が所持するスマートフォン実機を用いること。
- (7) 講習会等の実施に係る資料等は、補助事業者が用意すること。
- (8) 講習会等の実施に係る実施場所の確保等については、補助事業者が行うこと。
- (9) 講習会等の実施に係る受講者の募集については、補助事業者が行うこと。
- (10) 講習会等を実施する際には、補助事業者のホームページへの掲載、実施場所へのポスターの掲示等により、事前の周知に努めること。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助金の交付を決定した日から当該決定日の属する年度の2月末までの間に講習会等の実施に要する経費（この要綱に基づく事業以外で実施する国推進事業に係る経費を除く。）とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1コマにつき30,000円を限度額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者（以下「申請者」という。）は、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付申請書（様式

第 1) に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 稲沢市デジタルデバイド対策費補助金事業計画書（様式第 2 ）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第 8 条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適正と認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付すことができる。

（決定の通知）

第 9 条 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付決定通知書（様式第 3 ）により、その内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第 1 0 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、その通知を受けた後、補助事業に変更が生じたときは、速やかに稲沢市デジタルデバイド対策費補助金変更承認申請書（様式第 4 ）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、変更後の補助金の交付申請額は、同条の規定により通知した交付決定額を超えることはできないものとする。

2 市長は、前項の規定による補助事業の変更承認申請があった場合は、当該申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金変更決定通知書（様式第5）により補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の中止）

第11条 補助決定者は、第9条又は前条の規定による通知を受けた後、補助事業を中止するときは、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金中止届出書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（補助事業の完了）

第12条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内に稲沢市デジタルデバイド対策費補助事業完了報告書（様式第7）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

（交付金額の確定）

第13条 市長は、前条に規定する完了報告書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付金額を確定する。

（補助金の請求及び交付）

第14条 補助決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付金額が確定した後、これを行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、補助金の額を減額し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 第10条第1項又は第11条に規定する申請又は届出があったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不適切と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前項の規定によるもののほか、補助金の返還については、稲沢市補助金等交付規則（昭和50年稲沢市規則第4号）に定めるところによる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 2 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 2 0 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 2 1 日から施行する。

様式第 1 （第 7 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所

名称

代表者職・氏名

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金の交付を受けたいので、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 稲沢市デジタルデバイド対策費補助金事業計画書（様式第 2）
- (2) その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 2 (第 7 条関係)

[illegible]

※ 1 コマにつき 30,000 円を限度額とする。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3（第 9 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長



年 月 日付け申請の稲沢市デジタルデバイド対策費補助金
に対して、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱第 8 条の規定に
基づき、下記のとおり条件を付して補助金の交付を決定する。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 条 件

- 注 1 計画変更をする場合は、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金変更承認申請書（様式第 4）を提出すること。
- 2 事業が完了したときは、速やかに稲沢市デジタルデバイド対策費補助事業完了報告書（様式第 7）を提出すること。
- 3 補助金の支払いを受けようとするときは、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付請求書（様式第 8）を提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4 （第 1 0 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金変更承認申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所

名称

代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた稲沢市デジタルデバイド対策費補助金について、下記のとおり変更したいので、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 変更内容

2 変更理由

3 既交付決定額 金 円

4 変更交付申請額 金 円

5 添付書類

(1) 稲沢市デジタルデバイド対策費補助金事業計画書（様式第 2 ）

(2) その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5 （第 1 0 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金変更決定通知書

第 号

年 月 日

様

稲沢市長



年 月 日付け 第 号で通知した稲沢市デジタルデバイド対策費補助金の交付決定を下記のとおり変更する。

記

- 1 変更決定額 金 円
- 2 条 件
- 3 変更決定理由

- 注 1 事業が完了したときは、速やかに稲沢市デジタルデバイド対策費補助事業完了報告書（様式第 7）を提出すること。
- 2 補助金の支払いを受けようとするときは、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付請求書（様式第 8）を提出すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 6 （第 1 1 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金中止届出書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所

名称

代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた稲沢市デジタルデバイド対策費補助金について、下記のとおり補助事業を中止したいので、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱第 1 1 条の規定に基づき届け出ます。

記

- ・ 中止の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7（第 1 2 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助事業完了報告書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所

名称

代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた稲沢市デジタルデバイド対策費補助事業が完了したので、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 各コマの実施状況が分かる現場写真(状況が把握出来るもの)
- (3) その他市長が必要と認める書類

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8 （第 1 4 条関係）

稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付請求書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所

名称

代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた稲沢市デジタルデバイド対策費補助金について、稲沢市デジタルデバイド対策費補助金交付要綱第 1 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 金.....円

振 込 先 口 座	金融機関名	店舗名	口座種別	口座番号
			普通・当座	
	口座名義人			
	(フリガナ)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。